

今冬の大雪・暴風雪に関する取組

共に北海道の未来を創る
第9期北海道総合開発計画



北海道開発局ホームページへはこちらから。

北海道における近年の気象状況

○ 気象庁のアメダス観測地点（120箇所）での、過去10年間の降雪量観測においては、統計開始以来最多となる降雪量を記録した観測地点が全体の**64箇所（約53%）**と、各地で大雪による交通障害や日常生活に大きな影響が発生。

■ 統計開始以来最多となった地域

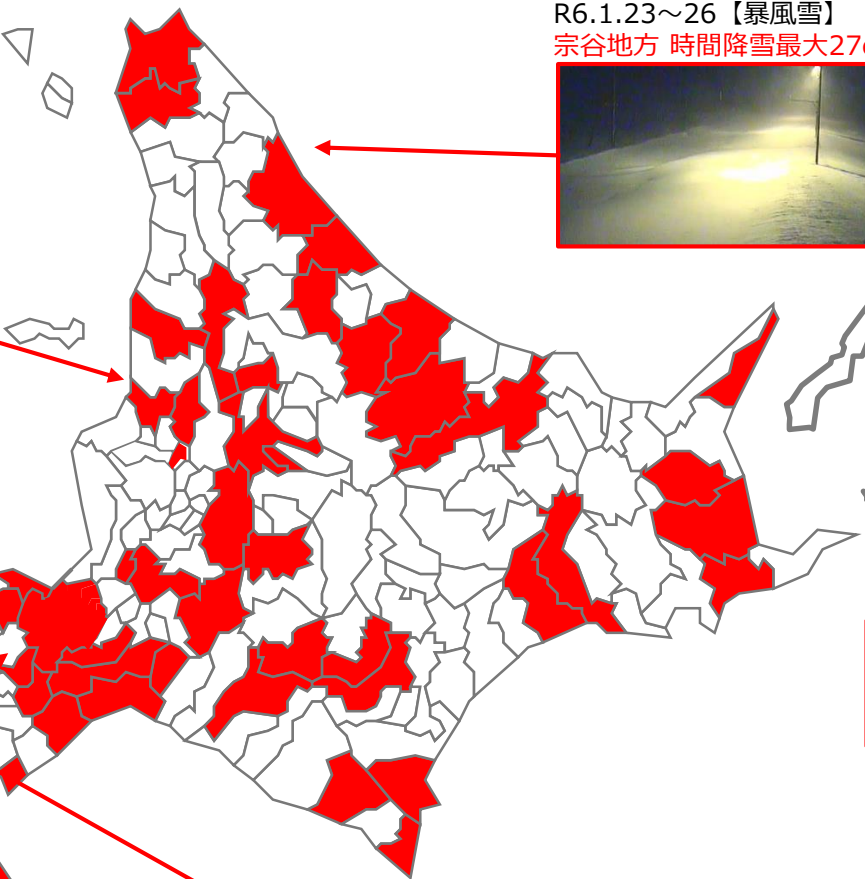
R5.12.18～19【大雪】
留萌市 24時間降雪量78cm【統計記録更新】



R6.1.7～8【大雪】
後志 48時間降雪量81cm【統計記録更新】



R4.2.5～6【大雪】札幌市
24h降雪量60cm【統計記録更新】
R4.2.21～23【大雪】
恵庭市 2月の積雪深154cm【統計記録更新】
千歳市 2月の積雪深123cm【統計記録更新】



R6.1.23～26【暴風雪】
宗谷地方 時間降雪最大27cm【北見枝幸】



R6.1.7～8【大雪】
豊浦町 24時間降雪量78cm【統計記録更新】



・ 最多記録数	: 64箇所
・ 観測地点数	: 120箇所
・ 割合	: 53.3%

凡例
◆ 最多を記録した市町村 

※気象庁HPより、各観測所がある市町村を対象（対象期間：2015～2024年の10年間）
※気象庁HPより、統計は1979年より30箇所を観測を開始
※気象庁HP公開データを北海道開発局が独自に集計

1 除雪体制の確保

① 国道の除雪体制

⇒ 令和6年度は、直轄国道除雪区間延長L=6,853kmを153箇所の除雪基地と1,074台の除雪機械により除雪体制を確保し、朝の通勤・通学などに影響が出ないよう、交通量の少ない夜間を中心に除雪作業を実施します。

令和3年度のように札幌市近傍の市町村で大雪となった場合には、全道から除排雪機械やダンプトラックを派遣し、豊平川の雪堆積場の嵩上げをするなど、開発局を挙げて除雪体制を確保します。

② 最新技術の活用・拡大

⇒ 今冬も吹雪時に映像を鮮明化する最新技術の活用（令和6年度は約80台増強し計296台の予定）により、これまでできなかった視界不良時にも除雪作業を行うことを可能とし、早期の開通を実現します。

2 大雪・暴風雪時の対応

① 予防的通行止めの実施

⇒ 数年に一度の猛ふぶき等が予想される場合は、予防的通行規制区間の26区間を対象に早い段階で躊躇なく通行止めを実施します。その際には、集中的な除雪の実施により、早期の交通確保を行います。

② 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行確保

⇒ 大雪に伴う大規模滞留が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため、法に基づき放置車両・立ち往生車両等の移動を行い速やかな道路啓開を実施します。

③ 通行止め実施時の緊急車両の支援

⇒ 通行止め実施時であっても、緊急車両については除雪車等で先導を行い、地域住民の安全を確保します。

3 防災情報の活用とお願い

① 道路利用者への更なる情報提供や、道路情報収集の充実を図ります

⇒ これまでは通行止め解除のお知らせだけしてきましたが、これからは通行止め解除予告情報を発信します。【新規】

⇒ N T T 東日本と連携して、道路施設の損傷などの道路情報の収集に努めます。【新規】

⇒ SNS【X（旧Twitter）】やメール配信サービスなどの活用により、詳細な道路規制情報などの道路情報を引き続き提供します。

② 道路利用者へのお願い

1 除雪体制の確保

① 国道の除雪体制

- 直轄国道除雪区間(延長L=6,853km)を153箇所の除雪基地と1,074台の除雪機械により、除雪体制を確保するとともに、朝の通勤・通学などに影響が出ないように、交通量の少ない夜間を中心に除雪作業を実施しています。

【凡例】

● 開発建設部

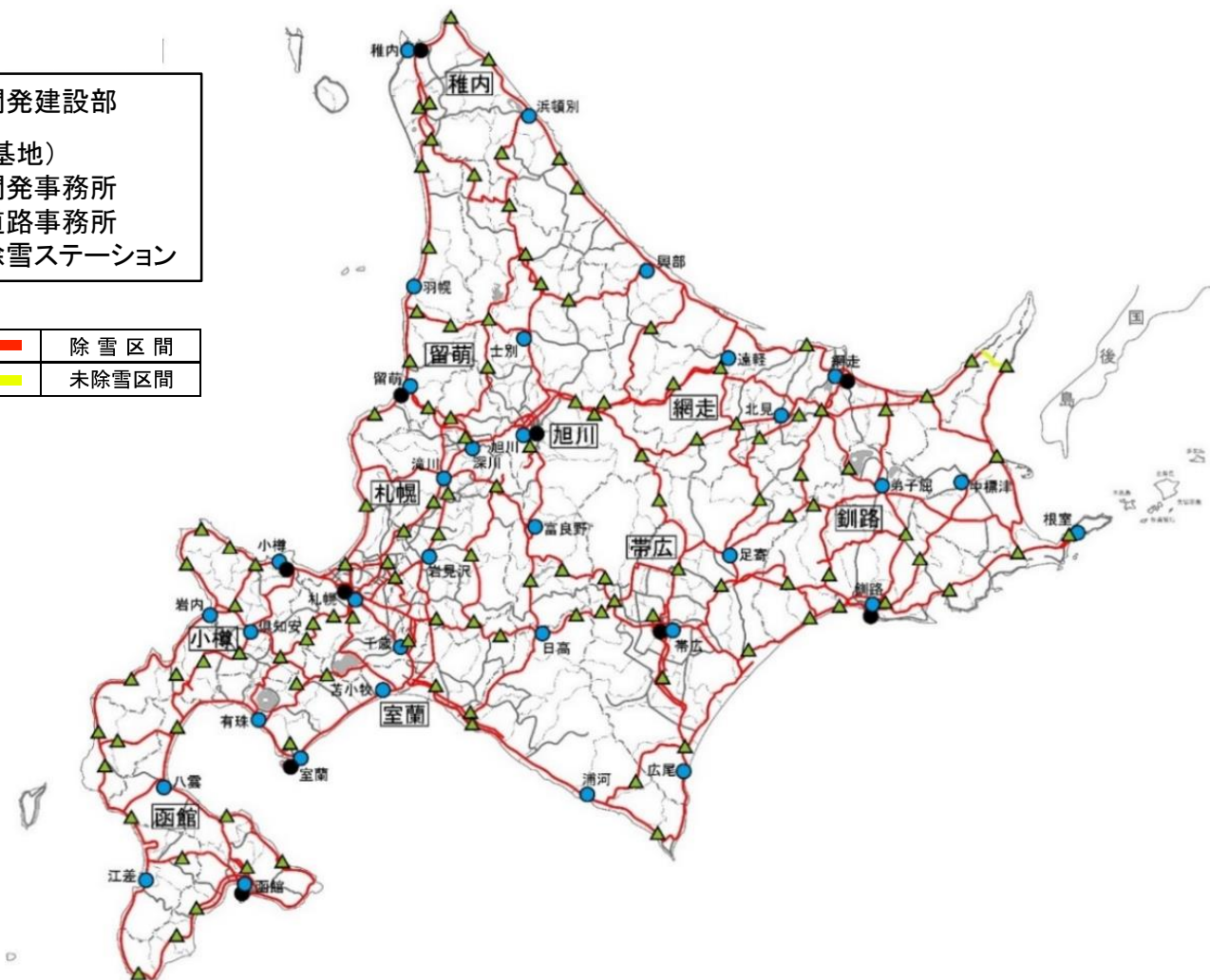
(除雪基地)

● 開発事務所

● 道路事務所

▲ 除雪ステーション

—	除雪区間
—	未除雪区間



▽新雪除雪の状況



▽路面整正の状況



▽拡幅除雪・運搬排雪の状況



1 除雪体制の確保

② 最新技術の活用・拡大

- 除雪作業における視界不良時（吹雪等）の映像鮮明化技術を活用した運転支援技術について、令和3年度から全道で配備を開始しております。（令和5年度末で216台配備済み）
- 現場ニーズ及び技術の有効性を踏まえ、令和6年度は**全道で約80台の追加配備を行います。**【拡大】

① 映像鮮明化



元映像



鮮明化処理

② 映像鮮明化（AI活用）



人の検知



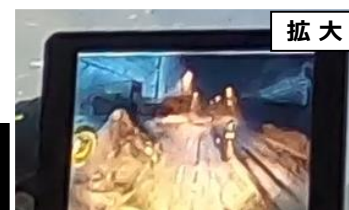
車両の検知



接近時の警告



▽除雪トラック搭載状況



実際の映像は、
こちらをクリックしてご覧下さい。



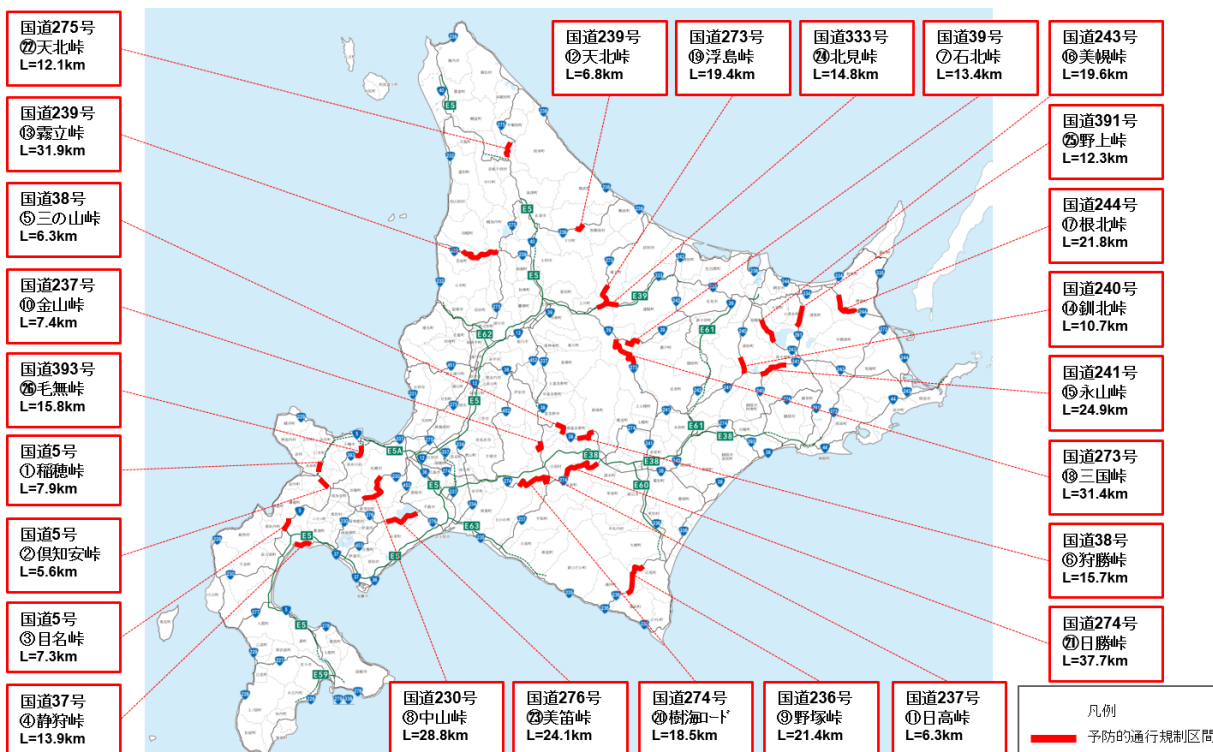
【効果】

- ・ 鮮明化装置を通して見やすくなったもの
車両、標識・信号・矢羽根、周囲の景色、建物、道路等
- ・ 映像鮮明化装置を利用することによる効果
精神負荷減少、走行速度確保、その他（立往生車両の発見等）
- ・ AI活用による車両等の検知・警告の効果
障害の早期検知、警告が有効

2 大雪・暴風雪時の対応

- 数年に一度の猛ふぶき等が予想される場合は、車両の大規模な立ち往生の発生による通行止めの長期化を防ぐため**早い段階で躊躇のない通行止めを実施**。通行止め実施後は、**集中的な除雪により早期の交通解放**を行うことで、住民生活や社会経済活動への影響を少なくすることを目指します。
- 災害対策基本法に基づき、大規模災害時において緊急車両の通行を確保する必要がある場合には、車両の立ち往生対策として道路管理者が区間を指定し、自ら放置車両・立ち往生車両等の移動を行います。
- 傷病人の搬送等、緊急性の高い場合は自治体等の要請に基づき、通行止め区間の除雪車等での先導支援を行い地域住民の安全を確保します。

① 予防的通行規制区間（26区間）

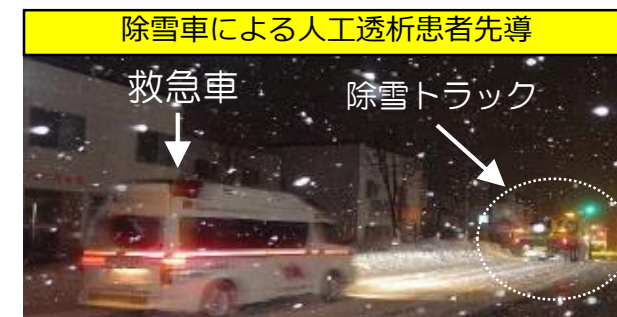


② 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行確保



放置車両・立ち往生車両の移動状況（訓練）

③ 通行止め実施時の支援活動



（国道39号網走市）人工透析患者の搬送を先導

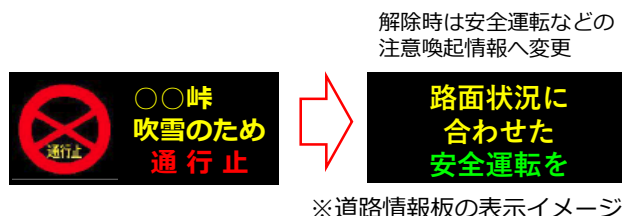
3 防災情報の活用とお願い

◆通行止め解除の予告情報発信【新規】

- 道路利用者へのきめ細かな情報発信として、道路情報板やSNSなどを活用した通行規制の解除予告を解除の30分～1時間前にお知らせします。
- ※天候の急変等により、解除予告が実施できない場合もあります。

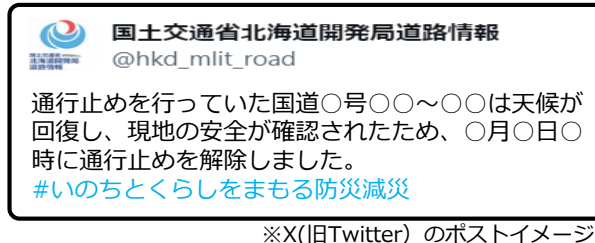
■これまでの対応

○道路情報板



○X (旧Twitter)

通行止めを解除した際にポスト



○通行止め情報メール配信サービス

- メール登録者に
- ・通行止め開始
 - ・通行止め内容変更
 - ・通行止め解除の情報を配信

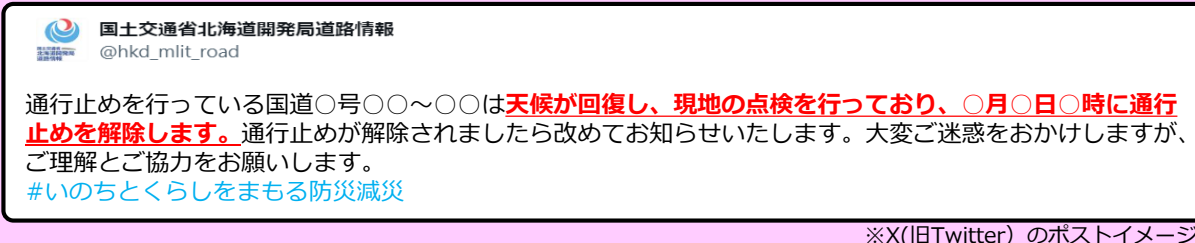
■これからの対応

○道路情報板



○X (旧Twitter)

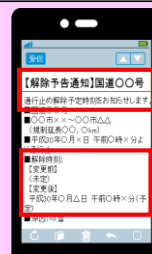
通行止め解除情報前に解除予告をポスト



○通行止め情報メール配信サービス

※事前の配信登録が必要です。

- メール登録者に
- ・通行止め開始
 - ・通行止め内容変更
 - ・通行止め解除予告
 - ・通行止め解除の情報を配信



【解除予告通知】国道〇〇号
通行止め解除予定時刻をお知らせします。

■解除時刻:
【変更前】
(未定)
【変更後】
平成30年〇月〇日 午前〇時×分(予定)

配信サービス登録サイト



3 防災情報の活用とお願いについて

◆ N T T 東日本との相互情報の提供・活用の拡充【新規】

○従前より民間企業・団体などと道路緊急ダイヤル# 9 9 1 0 等による緊急通報の連携を図っております。
今後、**新たにN T T 東日本と連携協定を締結し**、道路巡回や営業活動に伴う移動時に発見した道路損傷やNTT設備の不良を双方で情報を提供することでインフラの円滑な維持管理を実現します。

▼道路管理者

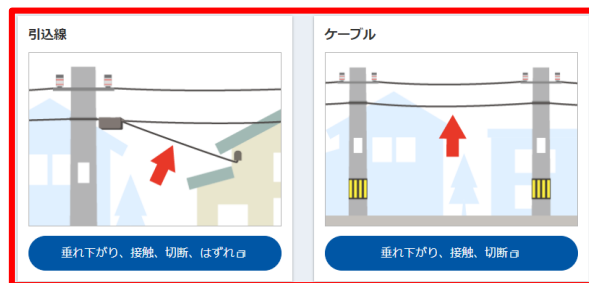
道路巡回（パトロール）時に、

- ・ ケーブル・引込線の垂れ下がり・切断
- ・ 電柱・支線の損傷・傾斜・ひび割れ・サビ
- ・ マンホール・公衆電話・接続設備
の異常を発見した場合

NTT東日本の故障受付「Web113」を活用して通報

- NTT東日本の故障受付「Web113」を活用
Web上で通信回線故障やケーブル（電線）
・ 電柱などの設備の不安全状況を受付

故障受付の一例



こちらから受付が可能 <https://web113.ntt-east.co.jp/>

▼NTT東日本

NTT東日本の営業等の移動や点検時に

- ・ 路面の穴ぼこ、道路施設の破損などの損傷
- ・ 地すべり・落石・雪崩・冠水・落下物・路面の
汚れなど
の道路の異常を発見した場合

道路管理者の道路緊急ダイヤル「# 9910」を活用して通報

- 道路管理者の道路緊急ダイヤル「# 9910」を活用
道路の異常（路面の穴ぼこ、雪崩など）を通報

冬期事象の一例



3 防災情報の活用とお願いについて

② 道路利用者へのお願い

○大雪・暴風雪警報発表時は立ち往生の発生を回避するため、**不要不急の外出**をお控えください。

○通行止め箇所での**車両停車**は除雪作業の妨げになるので、ご遠慮ください。

○**路上駐車**は、円滑な**除雪作業の妨げ**になりますので、ご遠慮ください。

○車道や歩道への雪出しは、**交通事故の発生や車・歩行者の通行の障害**となる場合がありますので、**自宅内の雪は道路に出さない**でください。

○大型の除雪機械により除雪作業を行うため、玄関前等に一部の雪が残ることがあります。除雪作業後の**残雪処理は、各ご家庭等、ご使用者**にて実施していただくよう、ご理解をお願いします。